

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年10月12日提出
【計算期間】	第7期 （自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日）
【ファンド名】	損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	近江 正芳
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【電話番号】	03-5290-3423
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目的に、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファ ンド	あり ()
一般	年2回	日本	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
債券 一般 公債	年12回 (毎月)			
社債	日々			
その他債券 クレジット属性 ()	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格 付債))				
資産複合 ()				
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜当ファンドの属性区分の定義＞

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格 付債))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、各国の政府の発行する格付の高い国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

当ファンドは、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目的に、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

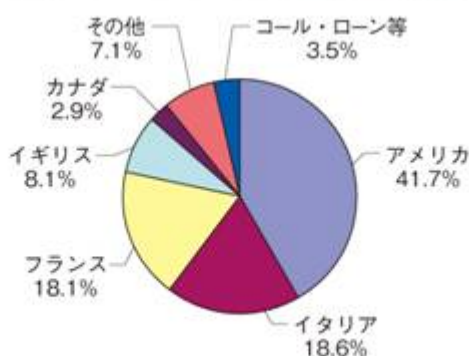
ファンドの特色

- 1 当ファンドは、主として「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」の受益証券への投資を通して、日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保をはかるとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、シティグループ世界国債インデックス[※]（除く日本、円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

※シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

■損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンドにおける債券市場別構成比（対純資産）（2012年7月末現在）



※端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

- 2 投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、シティグループ世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の実質組入比率は高位に保つことを原則とします。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用プロセス

当ファンドの主要投資対象である「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」における運用プロセスは以下の通りです。



（２）【ファンドの沿革】

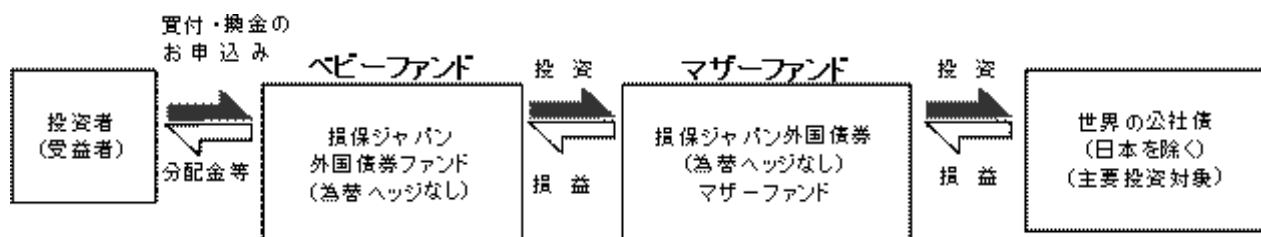
平成17年9月26日 信託契約締結、設定、運用開始

平成24年3月30日 マザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約。信託報酬率を引下げ。

（３）【ファンドの仕組み】

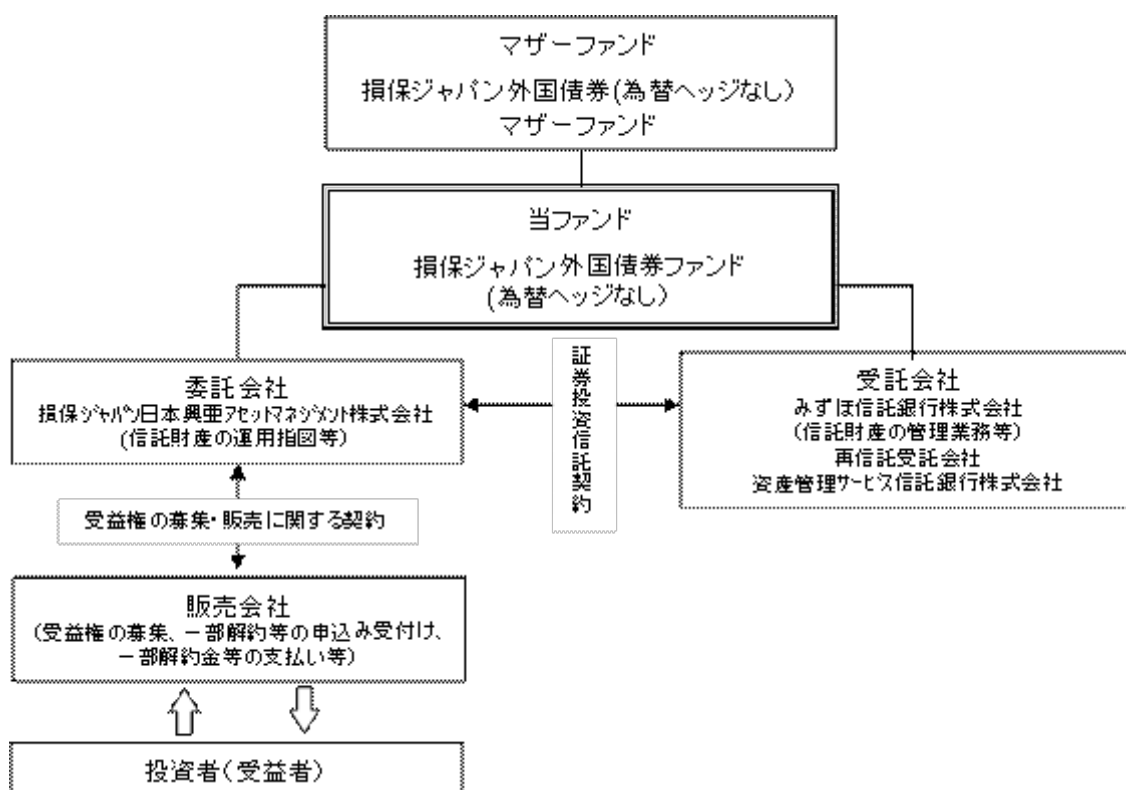
① ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」には、損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

ファンドの関係法人図



② ファンドの関係法人

(i) 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

(ii) 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金、収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

(iii) 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③ 委託会社等の概況

(i) 資本金の額 1,550百万円（平成24年8月末現在）

(ii) 委託会社の沿革

昭和61年 2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年 2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年 9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年 6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年 3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年 7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年 9月30日	金融商品取引業者として登録
平成22年 10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

(iii) 大株主の状況(平成24年8月末現在)

名称	住所（所在地）	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
NK S Jホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリューグループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合 計		24,085	100.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

b. 運用方針

① 投資対象

「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資する場合があります。

② 投資態度

- (i) 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券（「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を含みます。）を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。
- (ii) 投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、シティグループ世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更デュレーション調整等を行います。また、債券の実質組入比率は高位に保つことを原則とします。
- (iii) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (iv) 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (i) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りま。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

- (ii) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

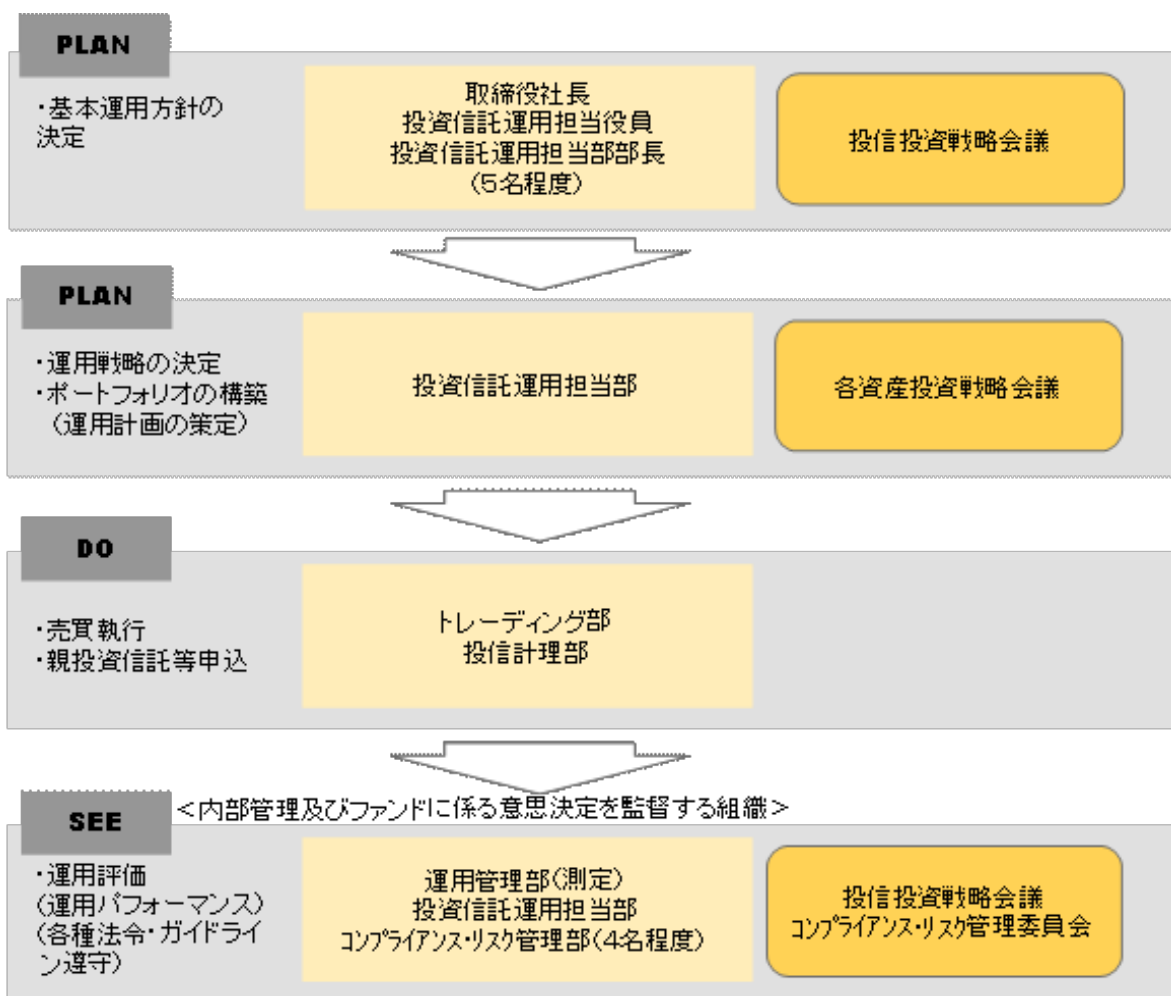
（運用体制）

- ① 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ② 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。
- ③ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
- ④ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



※平成24年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として7月15日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

① 株式等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

② 投資する株式等の範囲

(i) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 前記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 公社債の空売りの指図および範囲

(i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けを指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ii) 前記(i)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑤ 先物取引等の運用指図

(i) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(ii) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(iii) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦ 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (iv) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

⑨ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 公社債の借入れの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (ii) 前記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 前記(i)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約の指図

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ii) 前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (iii) 前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯ 資金の借入れ

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰ 受託会社による資金の立替え

- (i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ii) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、

又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし) マザーファンド」の運用の基本方針**1 基本方針**

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2 運用方針**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、シティグループ世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へに帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

①為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

④流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

⑤コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

①クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

②収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

③マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

④ファンドとベンチマークは組入銘柄や国別配分比率が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

⑤ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

⑥販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

⑦お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

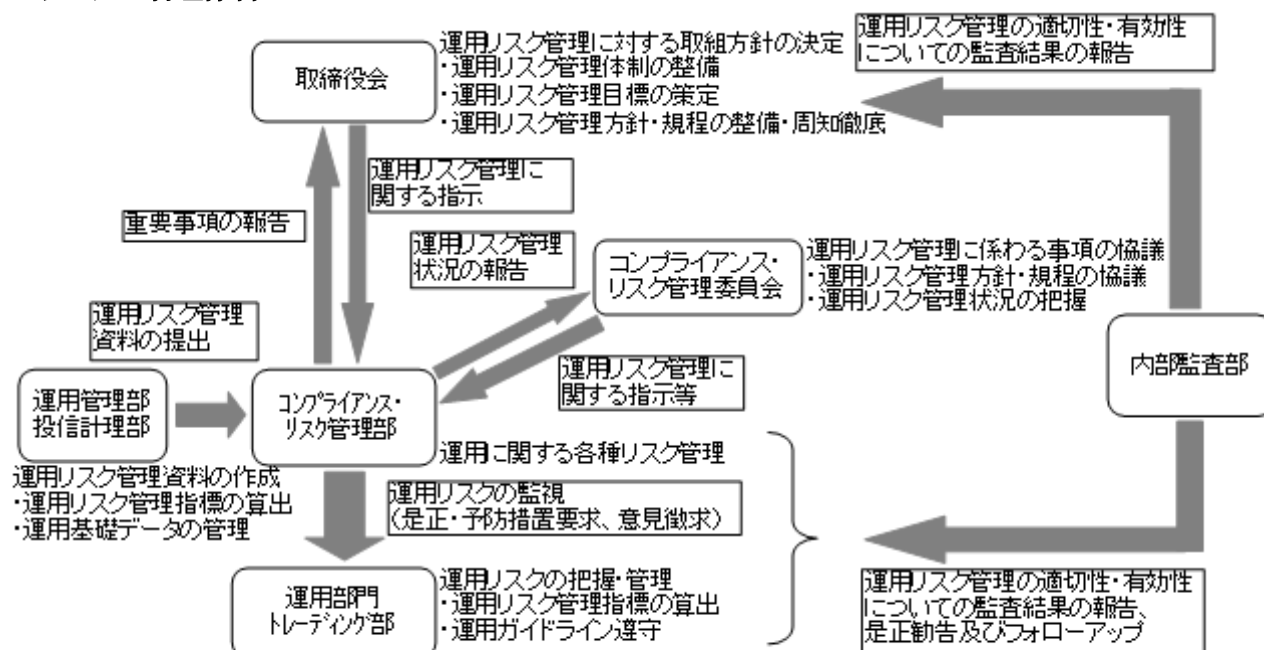
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<ご換金時>

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>



（注）上図は、平成24年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜申込み時に受益者が負担する費用・税金＞

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料 および消費 税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税 抜 2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて 得た額です。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ ください。

※1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

※2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

※3 定時定額購入サービス契約を結ばれた場合および確定拠出年金制度に基づく申込みの場合、お申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.1%

(3)【信託報酬等】

＜信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金＞

信託報酬率 合計	純資産総額	信託報酬内訳		
		委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額 に対して 年率0.945%(税 抜0.90%)	10億円までの 部分	年率0.3675%(税 抜0.350%)	年率0.5250%(税 抜0.500%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
	10億円超20億円 までの部分	年率0.3570%(税 抜0.340%)	年率0.5355%(税 抜0.510%)	
	20億円超30億円 までの部分	年率0.3360%(税 抜0.320%)	年率0.5565%(税 抜0.530%)	
	30億円超50億円 までの部分	年率0.3150%(税 抜0.300%)	年率0.5775%(税 抜0.550%)	
	50億円超150億円 までの部分	年率0.2940%(税 抜0.280%)	年率0.5985%(税 抜0.570%)	
	150億円超300億円 までの部分	年率0.2730%(税 抜0.260%)	年率0.6195%(税 抜0.590%)	
	300億円超の部分	年率0.2625%(税 抜0.250%)	年率0.6300%(税 抜0.600%)	

- ① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に前記の率を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）
- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了の時に、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）
- ④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。
- ⑤ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.0042%（税抜0.0040%））を乗じて日々計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配時>

〔平成24年12月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

〔平成25年1月1日から平成25年12月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

<一部解約時および償還時>

〔平成24年12月31日まで〕

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

〔平成25年1月1日から平成25年12月31日まで〕

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

② 法人の受益者に対する課税

〔平成24年12月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

〔平成25年1月1日から平成25年12月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

※上記税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

（注1）個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

（注2）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成24年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,427,462,971	99.47
現金及びその他の資産（負債控除後）		7,582,443	0.53
合計(純資産総額)		1,435,045,414	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

平成24年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	アメリカ	1,913,132,269	41.69
	イタリア	853,741,499	18.60
	フランス	831,300,059	18.12
	イギリス	370,380,657	8.07
	カナダ	131,445,559	2.86
	ベルギー	113,672,719	2.48
	オーストラリア	67,389,946	1.47
	メキシコ	41,779,944	0.91
	ポーランド	33,203,120	0.72
	スウェーデン	30,206,040	0.66
	マレーシア	23,443,746	0.51
	シンガポール	18,046,834	0.39
小計		4,427,742,392	96.49
現金及びその他の資産（負債控除後）		161,066,305	3.51
合計(純資産総額)		4,588,808,697	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）時価合計（円）については、平成24年7月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

平成24年7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	評価損益（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド	1,474,499,506	0.9765	1,439,848,767	0.9681	1,427,462,971	△12,385,796	99.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成24年7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.47
合計	99.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考＞損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成24年7月31日現在

順位	発行地	銘柄名	種類	額面	通貨	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
1	イタリア	BTPS 4.25%	国債証券	4,222,000	ユーロ	9,623	406,272,661	9,657	407,738,149	4.25	2014/8/1	8.89
2	アメリカ	US TREASURY N/B 1.75%	国債証券	2,035,000	アメリカ・ ドル	8,020	163,200,789	7,990	162,604,255	1.75	2022/5/15	3.54
3	アメリカ	US TREASURY N/B 2.0	国債証券	1,950,000	アメリカ・ ドル	8,224	160,373,181	8,193	159,754,309	2.00	2022/2/15	3.48
4	アメリカ	US TREASURY N/B 2.0%	国債証券	1,670,000	アメリカ・ ドル	8,244	137,682,040	8,212	137,141,589	2.00	2021/11/15	2.99
5	イタリア	BTPS 4.25%	国債証券	1,135,000	ユーロ	9,566	108,573,063	9,616	109,138,887	4.25	2015/2/1	2.38
6	イタリア	BTPS 3.0%	国債証券	1,085,000	ユーロ	9,172	99,520,130	9,226	100,102,637	3.00	2015/6/15	2.18
7	フランス	BTAN 2.5	国債証券	985,000	ユーロ	10,150	99,978,883	10,122	99,701,253	2.50	2015/1/15	2.17
8	アメリカ	US TREASURY N/B 3.125	国債証券	875,000	アメリカ・ ドル	8,678	75,932,872	8,676	75,917,141	3.13	2016/10/31	1.65
9	フランス	FRANCE O.A.T. 4.0	国債証券	647,000	ユーロ	11,125	71,978,515	11,063	71,577,084	4.00	2018/4/25	1.56
10	アメリカ	US TREASURY N/B 3.125	国債証券	850,000	アメリカ・ ドル	8,072	68,608,597	8,064	68,541,488	3.13	2013/8/31	1.49
11	アメリカ	US TREASURY N/B 1.0	国債証券	850,000	アメリカ・ ドル	7,979	67,825,217	7,981	67,840,499	1.00	2016/8/31	1.48
12	アメリカ	US TREASURY N/B 4.75	国債証券	710,000	アメリカ・ ドル	9,426	66,925,519	9,412	66,826,173	4.75	2017/8/15	1.46
13	アメリカ	US TREASURY N/B 1.25	国債証券	825,000	アメリカ・ ドル	8,039	66,318,549	8,041	66,339,185	1.25	2015/9/30	1.45
14	アメリカ	US TREASURY N/B 1.75	国債証券	795,000	アメリカ・ ドル	8,149	64,786,319	8,149	64,786,319	1.75	2015/7/31	1.41
15	アメリカ	US TREASURY N/B 0.875%	国債証券	800,000	アメリカ・ ドル	7,937	63,493,426	7,938	63,507,809	0.88	2016/11/30	1.38
16	アメリカ	US TREASURY N/B 0.875	国債証券	800,000	アメリカ・ ドル	7,929	63,429,639	7,931	63,444,648	0.88	2017/1/31	1.38
17	イタリア	BTPS 4.25%	国債証券	650,000	ユーロ	9,642	62,670,027	9,680	62,923,076	4.25	2014/7/1	1.37
18	イギリス	TREASURY 1.75%	国債証券	483,000	イギリス・ ポンド	12,936	62,482,234	12,939	62,494,101	1.75	2017/1/22	1.36
19	フランス	FRANCE (GOVT OF) 5.0% 10/25/16	国債証券	550,000	ユーロ	11,352	62,435,290	11,300	62,148,447	5.00	2016/10/25	1.35
20	イタリア	BTPS 6.0%	国債証券	600,000	ユーロ	9,918	59,506,509	9,961	59,765,358	6.00	2014/11/15	1.30
21	フランス	FRANCE O.A.T. 3.75	国債証券	550,000	ユーロ	10,915	60,029,815	10,858	59,717,663	3.75	2017/4/25	1.30
22	フランス	FRANCE O.A.T. 5.75	国債証券	430,000	ユーロ	13,763	59,181,701	13,665	58,760,832	5.75	2032/10/25	1.28
23	フランス	FRANCE O.A.T. 3.25	国債証券	550,000	ユーロ	10,574	58,156,899	10,532	57,927,530	3.25	2016/4/25	1.26
24	アメリカ	US TREASURY N/B 2.125	国債証券	700,000	アメリカ・ ドル	8,160	57,116,787	8,156	57,091,069	2.13	2014/11/30	1.24
25	フランス	FRANCE O.A.T. 3.25%	国債証券	534,000	ユーロ	10,564	56,413,867	10,520	56,175,813	3.25	2021/10/25	1.22
26	フランス	FRANCE O.A.T. 2.5%	国債証券	550,000	ユーロ	10,048	55,264,741	10,020	55,111,828	2.50	2020/10/25	1.20
27	フランス	FRANCE O.A.T. 3.75	国債証券	500,000	ユーロ	11,027	55,137,138	10,949	54,746,564	3.75	2019/10/25	1.19
28	フランス	FRANCE O.A.T. 4.25	国債証券	478,000	ユーロ	11,257	53,808,725	11,230	53,680,412	4.25	2018/10/25	1.17
29	アメリカ	US TREASURY N/B 1.375	国債証券	660,000	アメリカ・ ドル	8,073	53,280,813	8,062	53,212,195	1.38	2018/9/30	1.16
30	アメリカ	US TREASURY N/B 2.625	国債証券	585,000	アメリカ・ ドル	8,640	50,545,218	8,632	50,494,916	2.63	2018/4/30	1.10

（注1）外貨建証券の評価金額は、平成24年7月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注2）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注3）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成24年7月31日現在

資産の種類	投資比率（%）
国債証券	96.49
合計	96.49

（注）投資比率はファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年7月31日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち （円）	分配付き （円）	分配落ち （円）	分配付き （円）
第1期末（平成18年7月18日）	10,390	10,390	1,554,102,658	1,554,102,658
第2期末（平成19年7月17日）	10,889	11,689	1,644,112,441	1,764,901,260
第3期末（平成20年7月15日）	10,816	10,816	1,687,602,297	1,687,602,297
第4期末（平成21年7月15日）	9,263	9,263	1,478,246,360	1,478,246,360
第5期末（平成22年7月15日）	8,770	8,770	1,416,736,158	1,416,736,158
第6期末（平成23年7月15日）	8,419	8,419	1,403,476,756	1,403,476,756
第7期末（平成24年7月17日）	8,444	8,444	1,445,753,718	1,445,753,718
平成23年8月末	8,501	—	1,411,983,820	—
9月末	8,230	—	1,382,310,530	—
10月末	8,438	—	1,420,432,892	—
11月末	8,235	—	1,387,397,810	—
12月末	8,245	—	1,397,747,026	—
平成24年1月末	8,241	—	1,400,101,859	—
2月末	8,830	—	1,505,916,577	—
3月末	8,898	—	1,519,807,983	—
4月末	8,781	—	1,499,870,759	—
5月末	8,328	—	1,426,909,854	—
6月末	8,386	—	1,436,415,479	—
7月31日	8,369	—	1,435,045,414	—

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成17年9月26日 至 平成18年7月18日	0
第2期	自 平成18年7月19日 至 平成19年7月17日	800
第3期	自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	0
第4期	自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日	0
第5期	自 平成21年7月16日 至 平成22年7月15日	0
第6期	自 平成22年7月16日 至 平成23年7月15日	0
第7期	自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	3.90
第2期	12.50
第3期	△ 0.67
第4期	△ 14.36
第5期	△ 5.32
第6期	△ 4.00
第7期	0.30

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成17年9月26日）から第7期末（平成24年7月17日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,495,744,396	0
第2期	16,992,817	2,876,965
第3期	55,359,619	5,008,799
第4期	46,772,880	11,140,412
第5期	41,316,688	21,785,046
第6期	71,301,459	19,655,268
第7期	87,387,820	42,287,290

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

＜参考情報＞

(基準日：2012年7月31日)

基準価額・純資産の推移



- (注1) 基準価額 (税引前分配金再投資) は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります (以下同じ)。
- (注2) 基準価額及び基準価額 (税引前分配金再投資) の計算において信託報酬 (純資産総額に対して2012/3/29までは、1.1025% (税込み)、2012/3/30以降は0.945% (税込み)) は控除されております (以下同じ)。
- (注3) ベンチマーク (シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)) の推移は、表示期間の期首の基準価額 (税引前分配金再投資) をもとに委託会社にて指数化したものを使用しております。
- (注4) 分配実績がない場合、あるいは設定累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額 (税引前分配金再投資) のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	8,369円
純資産総額	14.35億円

(注) 基準価額は、分配控除後です。

構成比率 (対純資産)

損保ジャパン外国債券 (為替ヘッジなし) マザーファンド	99.47%
コール・ローン等	0.53%
合計	100.00%

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2008年07月	0円	(注1) 直近5期分の分配実績を記載しております。
2009年07月	0円	
2010年07月	0円	(注2) 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。
2011年07月	0円	
2012年07月	0円	
設定来累計	800円	

年間収益率の推移 (暦年ベース)



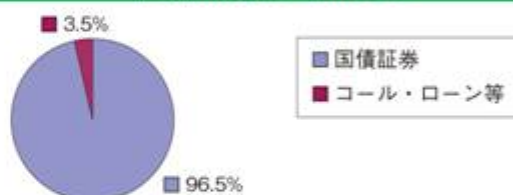
- (注1) ファンド騰落率は、基準価額 (税引前分配金再投資) を使用して算出しております。
- (注2) 2005年は設定日 (2005年09月26日) を10,000とし年未までのもの、2012年は年初から基準日までの騰落率です。
- (注3) 2004年以前は、ベンチマークの騰落率を表示しています。

主要な資産の状況 (マザーファンド)

構成比率 (対純資産)

公社債	96.49%
コール・ローン等	3.51%
合計	100.00%

種類別構成比率 (対純資産)



ポートフォリオの状況

平均残存期間	6.69
修正デュレーション	5.47

組入上位10銘柄

	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	BTPS 4.25%	イタリア	国債証券	ユーロ	2014/08/01	8.9%
2	US TREASURY N/B 1.75%	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2022/05/15	3.5%
3	US TREASURY N/B 2.0	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2022/02/15	3.5%
4	US TREASURY N/B 2.0%	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2021/11/15	3.0%
5	BTPS 4.25%	イタリア	国債証券	ユーロ	2015/02/01	2.4%
6	BTPS 3.0%	イタリア	国債証券	ユーロ	2015/06/15	2.2%
7	BTAN 2.5	フランス	国債証券	ユーロ	2015/01/15	2.2%
8	US TREASURY N/B 3.125	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2016/10/31	1.7%
9	FRANCE O.A.T. 4.0	フランス	国債証券	ユーロ	2018/04/25	1.6%
10	US TREASURY N/B 3.125	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2013/08/31	1.5%
銘柄数		154銘柄				

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報としての記載であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

※表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額[※]とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みには、申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

定時定額購入サービスを申込まれた場合および確定拠出年金制度に基づき申込まれた場合には、申込手数料はありません。

- (5) お申込単位は販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

- ② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

- ・お電話によるお問い合わせ（委託会社）
電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- ・委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に、信託約款第52条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年7月16日から翌年7月15日までとすることを原則とします。なお、前記の原則により、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

- (i) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 前記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 前記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(i)の信託契約の解約をしません。
- (v) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 前記(iii)から(v)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(iii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

- (i) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第53条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第53条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (i) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ii) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第53条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ii) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託約款の変更

- (i) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 前記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (iv) 前記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 運用に係る報告等開示方法
委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始6ヵ月経過毎に半期報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間の末日毎及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。
- ⑧ 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑨ 関係法人との契約の更改等
委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。
- ⑩ 信託事務処理の再信託
受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（1）収益分配金に対する請求権

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に当ファンドの受益権に再投資される性格を有します。分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

なお、収益分配金を再投資しない契約を別に締結した受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社を通じて受益者に支払います。ただし、委託会社自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金の支払いは委託会社において行います。なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自らの勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について販売会社が定める単位をもって受益権の一部解約の実行を請求することができます。なお、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。また、受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（5）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成23年7月16日から平成24年7月17日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成23年7月15日現在)	第7期 (平成24年7月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,647,396	13,317,636
親投資信託受益証券	1,395,717,679	1,439,848,767
流動資産合計	1,411,365,075	1,453,166,403
資産合計	1,411,365,075	1,453,166,403
負債の部		
流動負債		
未払解約金	202,584	—
未払受託者報酬	364,544	384,553
未払委託者報酬	7,292,085	6,997,429
その他未払費用	29,106	30,703
流動負債合計	7,888,319	7,412,685
負債合計	7,888,319	7,412,685
純資産の部		
元本等		
元本	1,667,021,369	1,712,121,899
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△263,544,613	△266,368,181
純資産合計	1,403,476,756	1,445,753,718
負債純資産合計	1,411,365,075	1,453,166,403

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期 自 平成22年 7 月16日 至 平成23年 7 月15日	第 7 期 自 平成23年 7 月16日 至 平成24年 7 月17日
営業収益		
受取利息	5,341	5,492
有価証券売買等損益	△42,159,074	19,571,088
営業収益合計	△42,153,733	19,576,580
営業費用		
受託者報酬	738,848	755,021
委託者報酬	14,779,589	14,407,351
その他費用	58,996	60,282
営業費用合計	15,577,433	15,222,654
営業利益又は営業損失（△）	△57,731,166	4,353,926
経常利益又は経常損失（△）	△57,731,166	4,353,926
当期純利益又は当期純損失（△）	△57,731,166	4,353,926
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△330,245	242,350
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△198,639,020	△263,544,613
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,439,061	6,716,011
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,439,061	6,716,011
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,943,733	13,651,155
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,943,733	13,651,155
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△263,544,613	△266,368,181

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第 7 期 自 平成23年 7 月16日 至 平成24年 7 月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成23年 7 月16日から平成24年 7 月17日までとなっております。

（追加情報）

第 7 期 自 平成23年 7 月16日 至 平成24年 7 月17日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 6 期 （平成23年 7 月15日現在）	第 7 期 （平成24年 7 月17日現在）
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,667,021,369口	1,712,121,899口
2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 263,544,613円	元本の欠損 266,368,181円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.8419円 （ 1 万口当たり純資産額 8,419円）	1 口当たり純資産額 0.8444円 （ 1 万口当たり純資産額 8,444円）

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 平成22年7月16日 至 平成23年7月15日	第7期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日
1. 分配金の計算過程 第6期計算期間末（平成23年7月15日）に収益調整金（18,427,279円）及び分配準備積立金（122,898,144円）を対象収益（141,325,423円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。	1. 分配金の計算過程 第7期計算期間末（平成24年7月17日）に経費控除後の配当等収益（925円）、収益調整金（25,294,077円）及び分配準備積立金（119,885,825円）を対象収益（145,180,827円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。

(金融商品に関する注記)

	第6期 自 平成22年7月16日 至 平成23年7月15日	第7期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日
1. 金融商品の状況に関する事項	(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク ①金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 ②金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左

（３）金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をリスク管理委員会等に定期的に報告しております。

市場リスク

金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。

信用リスク

各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。

流動性リスク

必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。

また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（１）貸借対照表計上額、時価およびその差額

当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。

市場リスク

金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。

信用リスク

各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。

流動性リスク

必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。

また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明

同左

（１）貸借対照表計上額、時価およびその差額

同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	（２）時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 同左
--	--	-----------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

第６期 （平成23年７月15日現在）	第７期 （平成24年７月17日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	第6期 自 平成22年7月16日 至 平成23年7月15日	第7期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,615,375,178円	1,667,021,369円
期中追加設定元本額	71,301,459円	87,387,820円
期中解約元本額	19,655,268円	42,287,290円

（有価証券関係）

第6期（自平成22年7月16日 至平成23年7月15日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△41,923,191
合計	△41,923,191

第7期（自平成23年7月16日 至平成24年7月17日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	19,491,009
合計	19,491,009

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（Ⅰ）株式

該当事項はございません。

（Ⅱ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成24年7月17日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド	1,474,499,506	1,439,848,767	—
合計	—————	1,474,499,506	1,439,848,767	—

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

＜参考＞

当ファンドは「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

＊なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成23年7月15日現在)	(平成24年7月17日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預金	109,535,645	39,035,695
コール・ローン	44,728,713	73,754,040
国債証券	4,372,358,941	4,472,064,169
未収利息	52,867,328	35,255,675
前払費用	5,301,445	13,142,485
流動資産合計	4,584,792,072	4,633,252,064
資産合計	4,584,792,072	4,633,252,064
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
未払金	68,647,922	—
流動負債合計	68,647,922	—
負債合計	68,647,922	—
純資産の部		
元本等		
Ⅰ 元本		
元本	4,688,388,568	4,744,900,449
Ⅱ 剰余金		
欠損金	172,244,418	111,648,385
純資産合計	4,516,144,150	4,633,252,064
負債・純資産合計	4,584,792,072	4,633,252,064

「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」は、平成17年9月26日に信託契約を締結し、平成24年7月17日に第7期決算を行いました。上の表は、平成23年7月15日及び平成24年7月17日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
5. その他	当計算期間は期末が休日のため平成23年7月16日から平成24年7月17日までとなっております。

(追加情報)

自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

	（平成23年 7 月15日現在）	（平成24年 7 月17日現在）
1. 計算期間末日における受益権の総数	4,688,388,568口	4,744,900,449口
2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 172,244,418円	元本の欠損 111,648,385円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9633円 （1 万口当たり純資産額 9,633円）	1 口当たり純資産額 0.9765円 （1 万口当たり純資産額 9,765円）

（金融商品に関する注記）

	自 平成22年 7 月16日 至 平成23年 7 月15日	自 平成23年 7 月16日 至 平成24年 7 月17日
1. 金融商品の状況に関する事項	（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 （2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク ①金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 ②金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をリスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク	（1）金融商品に対する取組方針 同左 （2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 （3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク

2. 金融商品の時価等に関する事項	金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 （４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 ①国債証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 （４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成23年7月15日現在）	（平成24年7月17日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成22年7月16日 至 平成23年7月15日	自 平成23年7月16日 至 平成24年7月17日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	4,056,508,619円	4,688,388,568円
同期中における追加設定元本額	832,513,962円	655,449,236円
同期中における解約元本額	200,634,013円	598,937,355円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
外国債券ファンド(為替ヘッジなし)(適格 機関投資家専用)	249,725,815円	239,377,385円
ハッピーエイジング20	254,747,912円	251,027,958円
ハッピーエイジング30	1,047,014,835円	1,052,976,239円
ハッピーエイジング40	1,135,204,809円	1,145,631,144円
ハッピーエイジング50	416,225,044円	431,640,196円
ハッピーエイジング60	136,578,137円	149,748,021円
損保ジャパン外国債券ファンド(為替ヘッ ジなし)	1,448,892,016円	1,474,499,506円
(合計)	4,688,388,568円	4,744,900,449円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成22年7月16日 至平成23年7月15日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△59,041,127
合計	△59,041,127

（自平成23年7月16日 至平成24年7月17日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	145,931,289
合計	145,931,289

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（3）附属明細表

① 有価証券明細表

（Ⅰ）株式

該当事項はございません。

（Ⅱ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成24年7月17日現在

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ・ドル	国債証券	US TREASURY N/B 16/5	197,000	247,648.70	—
	国債証券	US TSY BOND 23/08/15	85,000	125,600.25	—
	国債証券	US TREASURY 29/02/15	25,000	36,193.25	—
	国債証券	US TREASURY 11/15/16	50,000	64,863.00	—
	国債証券	US TREASURY 27/11/15	10,000	15,479.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.25% 08/15/13	295,000	307,811.85	—
	国債証券	US TREASURY N/B 8.125% 08/15/19	405,000	605,503.35	—
	国債証券	US TREASURY N/B 6.875% 08/15/25	10,000	15,939.80	—
	国債証券	US TREASURY N/B 7.625	70,000	111,638.80	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.875	510,000	601,320.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.75	710,000	856,153.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.375	170,000	175,577.70	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.5	195,000	224,659.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.0	290,000	317,550.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.75	340,000	401,516.20	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.5	185,000	210,147.05	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.125	850,000	877,684.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.25	475,000	525,782.25	—

	国債証券	US TREASURY N/B 3.125	200,000	229,500.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.125	875,000	971,381.25	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.375	170,000	198,911.90	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.75	490,000	505,846.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 6.25	115,000	186,389.70	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.25	50,000	55,931.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.625	160,000	190,336.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.25	245,000	275,203.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.5	205,000	217,203.65	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.125	700,000	730,674.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.875	562,000	587,509.18	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.5	30,000	35,470.20	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.625	167,000	186,243.41	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.5	50,000	69,550.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.75	360,000	403,311.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 6.0	50,000	74,921.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 6.375	11,000	17,344.69	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.25	825,000	848,388.75	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.125	260,000	275,355.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.75	795,000	828,787.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.625	200,000	239,390.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.375	220,000	235,708.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.625	585,000	646,606.35	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.125	240,000	277,293.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.625	200,000	223,030.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.0	850,000	867,663.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.125	250,000	267,050.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.375	660,000	681,601.80	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.0%	1,670,000	1,761,315.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	415,000	428,421.10	—
	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	800,000	812,248.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 0.875	800,000	811,432.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.25	380,000	388,933.80	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.0	1,950,000	2,051,595.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.75%	2,035,000	2,087,767.55	—
アメリカ・ドル 通貨計			22,447,000	24,389,386.83	—
				(1,924,566,515円)	—
イギリス・ポンド					
	国債証券	UK GILT 15/12/7	64,000	80,774.40	—
	国債証券	TSY 5 2025	24,000	32,502.00	—
	国債証券	TSY 8% 2013	100,000	109,280.00	—
	国債証券	UKT 5 09/07/14	182,000	200,764.20	—
	国債証券	TSY 4.25%	3,000	3,820.65	—
	国債証券	UK TREASURY 6.0	110,000	168,239.50	—
	国債証券	TREASURY 4.0	237,000	271,637.55	—
	国債証券	TREASURY 4.25	111,000	142,202.10	—
	国債証券	TREASURY 5.0	132,000	162,921.00	—
	国債証券	TREASURY 4.25	89,000	112,985.50	—
	国債証券	TREASURY 4.25	50,000	63,692.50	—
	国債証券	TREASURY 4.25	205,000	259,899.00	—
	国債証券	TREASURY 2.75	150,000	159,480.00	—

	国債証券	TREASURY 4.5	88,000	115,530.80	—
	国債証券	TREASURY 4.25	90,000	116,716.50	—
	国債証券	TREASURY 4.5	72,000	88,628.40	—
	国債証券	TREASURY 4.0	45,000	56,184.75	—
	国債証券	TREASURY 4.25	10,000	12,681.00	—
	国債証券	TREASURY 4.25	70,000	89,757.50	—
	国債証券	TREASURY 2.25	70,000	72,338.00	—
	国債証券	TREASURY 1.75%	483,000	508,647.30	—
	国債証券	TREASURY 4.5%	90,000	119,493.00	—
イギリス・ポンド 通貨計			2,475,000	2,948,175.65	—
				(364,040,729円)	—
オーストラリア・ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 4.5	260,000	293,909.20	—
	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.5	250,000	289,082.50	—
	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 6.25	70,000	75,082.70	—
	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 4.75	160,000	174,548.80	—
オーストラリア・ドル 通貨計			740,000	832,623.20	—
				(67,392,522円)	—
カナダ・ドル	国債証券	CANADA-GOV'T 29/6/1	130,000	197,822.30	—
	国債証券	CAN 5% 6/1/2014	205,000	220,331.95	—
	国債証券	CANADA-GOVT 4.0	165,000	182,932.20	—
	国債証券	CANADA-GOVT 5.0	110,000	166,758.90	—
	国債証券	CANADA-GOVT 3.75	194,000	224,262.06	—
	国債証券	CANADA-GOVT 4.25	160,000	186,840.00	—
	国債証券	CANADA-GOVT 4.0	232,000	262,735.36	—
	国債証券	CANADA-GOVT 3.5	150,000	172,837.50	—
	国債証券	CANADA-GOVT 1.5%	80,000	81,232.80	—
カナダ・ドル 通貨計			1,426,000	1,695,753.07	—
				(131,912,631円)	—
シンガポール・ドル	国債証券	SINGAPORE GOVT 2.25	80,000	81,582.40	—
	国債証券	SINGAPORE GOVT 3.75	45,000	51,356.70	—
	国債証券	SINGAPORE GOVT 3.125	40,000	46,660.80	—
	国債証券	SINGAPORE GOVT 3.5	40,000	48,265.20	—
	国債証券	SINGAPORE GOVT 2.5	55,000	60,943.30	—
シンガポール・ドル 通貨計			260,000	288,808.40	—
				(18,041,861円)	—
スウェーデン・クローナ	国債証券	Swedish Govt Bond	165,000	215,478.45	—
	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 6.75% 05/05/14	360,000	398,224.80	—
	国債証券	SWEDEN GOVT 3.75	350,000	399,028.00	—
	国債証券	SWEDEN GOVT 4.25	460,000	554,576.00	—
	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 3.5	160,000	214,891.20	—
	国債証券	SWEDEN GOVT 3.0	280,000	303,556.40	—
	国債証券	SWEDEN GOVT 4.5	370,000	411,195.80	—
	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 3.5	130,000	156,829.40	—
スウェーデン・クローナ 通貨計			2,275,000	2,653,780.05	—
				(29,775,412円)	—
ポーランド・ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 5%	330,000	331,600.50	—
	国債証券	POLAND GOV'T BOND 6.25% 10/24/2015	490,000	515,318.30	—
	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.75	158,000	168,048.80	—
	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.25	395,000	407,442.50	—

ポーランド・ズロチ 通貨計			1,373,000	1,422,410.10	－
				(32,957,242円)	－
マレーシア・リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOVT 3.814	430,000	440,767.20	－
	国債証券	MALAYSIAN GOVT 5.734	300,000	343,356.00	－
	国債証券	MALAYSIAN GOVT 5.094	125,000	129,532.50	－
	国債証券	MALAYSIAN GOVT 5.248%	25,000	29,364.50	－
マレーシア・リンギット 通貨計			880,000	943,020.20	－
				(23,500,063円)	－
メキシコ・ペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 9.5	360,000	400,165.20	－
	国債証券	MEXICAN BONOS 8.5	1,110,000	1,331,622.60	－
	国債証券	MEXICAN BONOS 8.0	1,390,000	1,722,126.60	－
	国債証券	MEXICAN BONOS 8.5	1,000,000	1,282,880.00	－
	国債証券	MEXICAN BONOS 8.0	1,065,000	1,175,706.75	－
	国債証券	MEXICAN BONOS 6.5%	1,100,000	1,220,758.00	－
メキシコ・ペソ 通貨計			6,025,000	7,133,259.15	－
				(42,514,225円)	－
ユーロ	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	65,000	88,250.50	－
	国債証券	FRTR 8.5 10/25/19	36,000	53,062.20	－
	国債証券	FRANCE(GOVT OF) 4.0% 04/25/55	100,000	117,855.00	－
	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25%	214,000	213,475.70	－
	国債証券	BTPS 4.25%	807,000	810,349.05	－
	国債証券	BGB 8% 03/28/2015	69,000	82,875.90	－
	国債証券	BTPS 3.75	238,000	232,073.80	－
	国債証券	BELGIAN 0309 4.0	110,000	124,261.50	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.75	1,147,000	1,310,676.90	－
	国債証券	BELGIAN 0307 3.25	237,000	259,443.90	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.0	220,000	254,716.00	－
	国債証券	BTPS 4.5	147,000	138,003.60	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.75	230,000	328,072.00	－
	国債証券	BTPS 3.75	173,000	148,719.45	－
	国債証券	BTPS 3.75	420,000	401,541.00	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25	478,000	561,267.60	－
	国債証券	BELGIAN 0308 4.0	150,000	170,040.00	－
	国債証券	BTPS 4.25	200,000	184,110.00	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.75	100,000	114,460.00	－
	国債証券	BTPS 3.5	805,000	799,485.75	－
	国債証券	BTPS 4.0	220,000	196,009.00	－
	国債証券	BTPS 4.25	400,000	405,240.00	－
	国債証券	BELGIAN 0291 5.5	115,000	148,695.00	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 8.5	118,000	187,920.90	－
	国債証券	BTPS 4.25	612,000	557,103.60	－
	国債証券	BTPS 4.5	203,000	194,575.50	－
	国債証券	BELGIAN 0315 4.0	137,000	155,974.50	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 6.0	161,000	223,411.65	－
	国債証券	BTPS 3.75	110,000	110,572.00	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25	1,110,000	1,320,733.50	－
	国債証券	BTPS 3.0	45,000	42,696.00	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.0	197,000	227,771.40	－
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25%	268,000	315,489.60	－

	国債証券	BTPS 4.5	67,000	62,119.05	—
	国債証券	FRANCE 0.A.T. 3.25%	1,534,000	1,690,391.30	—
	国債証券	BELGIAN 0318 3.75%	64,000	71,468.80	—
	国債証券	BTPS 4.25%	1,135,000	1,132,503.00	—
	国債証券	FRANCE 0.A.T. 2.5%	550,000	576,455.00	—
	国債証券	BTPS 6.0%	200,000	206,900.00	—
	国債証券	BELGIAN 0303 4.25%	65,000	70,651.75	—
	国債証券	BELGIAN 0304 5.0%	90,000	112,918.50	—
	国債証券	BTPS 4.75%	300,000	293,145.00	—
	国債証券	BTPS 5.0%	300,000	281,010.00	—
	国債証券	BTPS 4.25%	600,000	603,360.00	—
	国債証券	BTPS 3.0%	1,085,000	1,038,073.75	—
	国債証券	BTPS 3.0%	850,000	841,372.50	—
	国債証券	FRANCE 0.A.T. 3.0%	1,400,000	1,504,090.00	—
ユーロ 通貨計			17,882,000	18,963,391.15	—
				(1,837,362,969円)	—
ファンド計				(4,472,064,169円)	—

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

（注2）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率(%)	合計額に対する比率(%)
アメリカ・ドル	国債証券 53銘柄	41.54	43.04
イギリス・ポンド	国債証券 22銘柄	7.86	8.14
オーストラリア・ドル	国債証券 4銘柄	1.45	1.51
カナダ・ドル	国債証券 9銘柄	2.85	2.95
シンガポール・ドル	国債証券 5銘柄	0.39	0.40
スウェーデン・クローナ	国債証券 8銘柄	0.64	0.67
ポーランド・ズロチ	国債証券 4銘柄	0.71	0.74
マレーシア・リンギット	国債証券 4銘柄	0.51	0.53
メキシコ・ペソ	国債証券 6銘柄	0.92	0.95
ユーロ	国債証券 47銘柄	39.66	41.09
合計	162銘柄	96.52	100.00

※ 組入時価比率は通貨種類毎の組入時価の純資産に対する比率、合計額に対する比率は外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年７月31日現在

I 資産総額（円）	1,435,636,350
II 負債総額（円）	590,936
III 純資産総額(I - II)（円）	1,435,045,414
IV 発行済数量（口）	1,714,757,517
V 1 単位当り純資産額（III/IV）（円）	0.8369

<参 考>

純資産額計算書

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

平成24年７月31日現在

I 資産総額（円）	4,588,808,697
II 負債総額（円）	0
III 純資産総額(I - II)（円）	4,588,808,697
IV 発行済数量（口）	4,739,833,399
V 1 単位当り純資産額（III/IV）（円）	0.9681

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

7. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成24年8月末現在）

資本金の額 1,550百万円
会社が発行する株式の総数 50,000株
発行済株式総数 24,085株
最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

（2）会社の機構（平成24年8月末現在）

① 会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

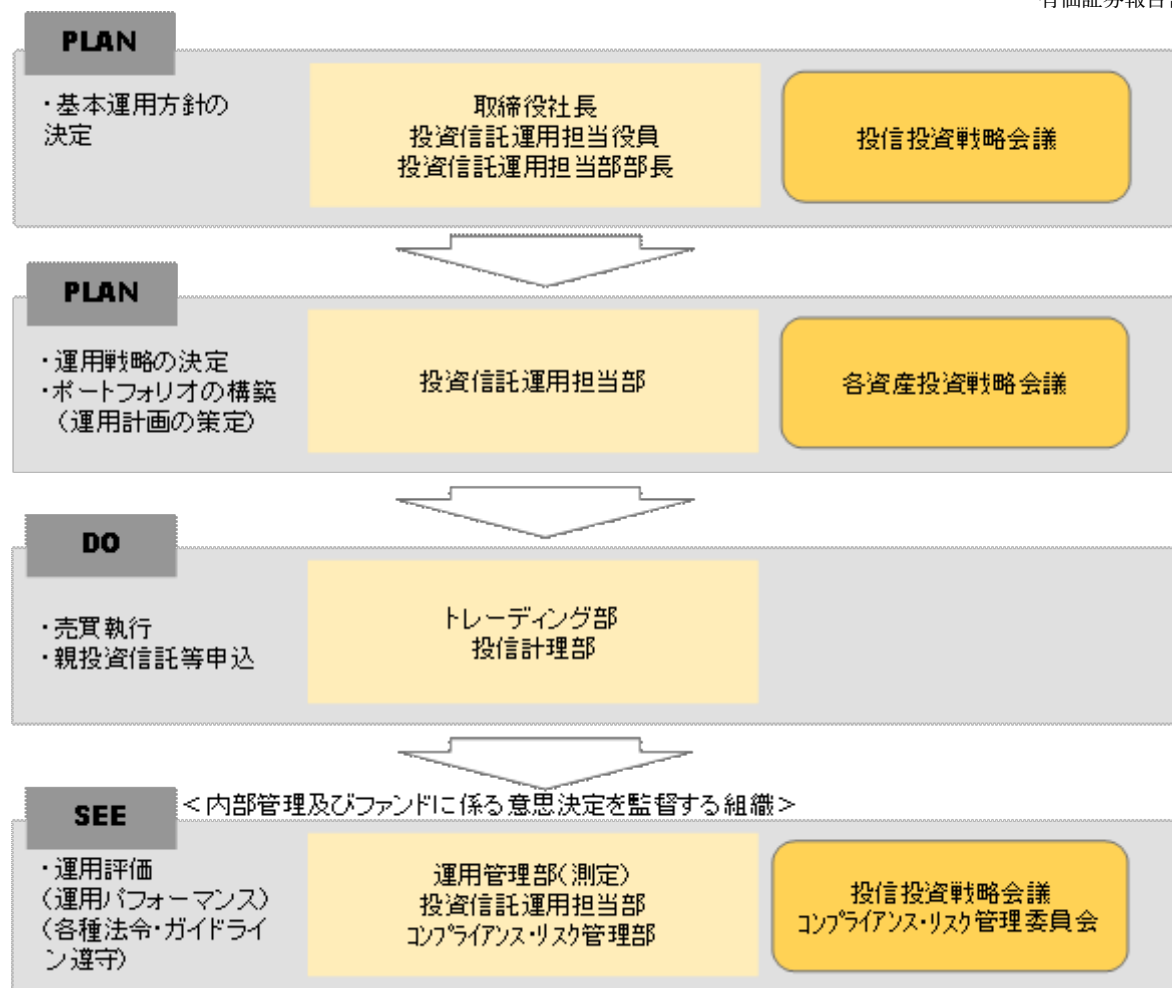
取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

- ・ 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・ 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。

銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。

- ・ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成24年8月末現在、計78本（追加型株式投資信託74本、単位型株式投資信託4本）であり、その純資産総額の合計は252,675百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金		1,405,679	1,657,198
2 前払費用		48,213	61,869
3 未収委託者報酬		454,473	445,492
4 未収運用受託報酬		218,965	225,939
5 未収収益		24	26
6 その他		657	5,123
流動資産合計		2,128,013	2,395,650
II 固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 建物	※ 1	81,367	67,779
(2) 器具備品	※ 1	47,612	24,189
有形固定資産合計		128,980	91,968
2 無形固定資産			
(1) 電話加入権		4,535	4,535
(2) 意匠権		15	1
無形固定資産合計		4,550	4,536
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		25,013	26,392
(2) 関係会社株式		41,085	41,085
(3) 長期差入保証金		193,917	193,917
(4) その他		24	29
投資その他の資産合計		260,040	261,424
固定資産合計		393,571	357,929
資産合計		2,521,585	2,753,579

		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			5,196		8,026
2 未払金					
(1) 未払手数料		205,358		193,715	
(2) その他未払金	* 2	81,409	286,767	90,111	283,826
3 未払費用	* 2		165,776		174,396
4 未払消費税等			21,571		51,506
5 未払法人税等			7,947		8,408
6 賞与引当金			38,191		46,161
流動負債合計			525,451		572,327
II 固定負債					
1 退職給付引当金			27,191		36,984
2 資産除去債務			7,233		7,361
固定負債合計			34,424		44,345
負債合計			559,876		616,673
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			504,824		413,280
(2) その他資本剰余金			840,448		—
資本剰余金合計			1,345,273		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			△931,993		174,819
利益剰余金合計			△931,993		174,819
株主資本合計			1,963,280		2,138,099
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			△1,571		△ 1,192
評価・換算差額等合計			△1,571		△ 1,192
純資産合計			1,961,708		2,136,906
負債・純資産合計			2,521,585		2,753,579

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
I 営業収益					
1 委託者報酬		2,087,471		2,230,173	
2 運用受託報酬	* 1	1,119,624	3,207,095	2,102,922	4,333,096
II 営業費用					
1 支払手数料	* 1	983,355		1,036,217	
2 広告宣伝費		18,473		9,632	
3 公告費		4,353		2,605	
4 調査費		815,932		1,069,759	
(1) 調査費	* 1	375,917		514,165	
(2) 委託調査費	* 1	438,375		553,110	
(3) 図書費		1,640		2,483	
5 営業雑経費		153,663		146,308	
(1) 通信費		22,499		21,015	
(2) 印刷費		124,238		117,009	
(3) 諸会費		6,926	1,975,779	8,283	2,264,524
III 一般管理費					
1 給料		866,979		1,266,858	
(1) 役員報酬	*1,*2	35,800		48,673	
(2) 給料・手当		742,301		1,128,546	
(3) 賞与		88,877		89,637	
2 福利厚生費		84,635		85,435	
3 交際費		2,994		5,241	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		24,139		34,135	
6 法人事業税		8,453		10,345	
7 租税公課		5,779		6,466	
8 不動産賃借料		193,932		232,869	
9 退職給付費用		23,281		30,164	
10 賞与引当金繰入		38,191		46,161	

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		43,760		39,575	
12 諸経費	＊ 1	146,951	1,439,200	134,414	1,891,767
営業利益又は営業損失（△）			△207,884		176,803
IV 営業外収益					
1 受取配当金		237		415	
2 受取利息		261		186	
3 有価証券売却益		362		613	
4 有価証券償還益		22		—	
5 為替差益		—		281	
6 雑益		1,432	2,315	817	2,314
V 営業外費用					
1 為替差損		1,783		—	
2 雑損		2	1,785	2,008	2,008
経常利益又は経常損失（△）			△207,354		177,110
VI 特別損失					
1 固定資産除却損	＊ 3	241		1	
2 その他特別損失	＊ 4	26,796	27,038	—	1
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△234,392		177,109
法人税、住民税及び事業税			2,290		2,290
当期純利益又は当期純損失（△）			△236,682		174,819

（３）【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,550,000	1,550,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,550,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	504,824	504,824
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△91,544
当期変動額合計	—	△91,544
当期末残高	504,824	413,280
その他資本剰余金		
当期首残高	—	840,448
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	91,544
欠損填補	—	△931,993
当期変動額合計	840,448	△840,448
当期末残高	840,448	—
資本剰余金合計		
当期首残高	504,824	1,345,273
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
欠損填補	—	△931,993
当期変動額合計	840,448	△931,993
当期末残高	1,345,273	413,280
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△695,310	△931,993
当期変動額		
欠損填補	—	931,993
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
当期変動額合計	△236,682	1,106,812
当期末残高	△931,993	174,819

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	△695,310	△931,993
当期変動額		
欠損填補	—	931,993
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
当期変動額合計	△236,682	1,106,812
当期末残高	△931,993	174,819
株主資本合計		
当期首残高	1,359,514	1,963,280
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
当期変動額合計	603,765	174,819
当期末残高	1,963,280	2,138,099
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	460	△1,571
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,031	378
当期変動額合計	△2,031	378
当期末残高	△1,571	△1,192
評価・換算差額等合計		
当期首残高	460	△1,571
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,031	378
当期変動額合計	△2,031	378
当期末残高	△1,571	△1,192
純資産合計		
当期首残高	1,359,974	1,961,708
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,031	378
当期変動額合計	601,734	175,197
当期末残高	1,961,708	2,136,906

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１．有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
建物	21,783千円	35,372千円
器具備品	59,352	57,527

＊２．関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
その他未払金	10,000千円	10,000千円
未払費用	5,846	4,336

（損益計算書関係）

＊１．関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
運用受託報酬	4,157千円	—千円
支払手数料	5,745	—
調査費	721	—
委託調査費	53,500	77,288
役員報酬	—	6,174
諸経費	2,670	4,504

＊２．役員報酬の限度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
取締役 年額	200,000千円以内	200,000千円以内
監査役 年額	50,000	50,000

＊３．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
器具備品	241千円	1千円

※ 4. その他特別損失の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他特別損失	受入出向者負担金の見直しに伴う過年度影響額26,368千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額428千円であります。	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,860株	7,225株	一株	24,085株

(注) 当事業年度に増加しました7,225株は、平成22年10月1日付のゼスト・アセットマネジメント株式会社との合併に伴う新株発行であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	一株	一株	24,085株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)

	前事業年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	22,549	17,829	4,720
合計	22,549	17,829	4,720

(単位：千円)

	当事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	14,131	13,324	806
合計	14,131	13,324	806

②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末 残高相当額		
1年内	4,254	886
1年超	886	—
合計	5,141	886

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	5,069	4,386
減価償却費相当額	4,509	3,913
支払利息相当額	353	132

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2. 参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,405,679	1,405,679	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	9,263	9,263	—
資産計	1,414,942	1,414,942	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,657,198	1,657,198	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	10,642	10,642	—
資産計	1,667,840	1,667,840	—

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	15,750	15,750
関係会社株式	41,085	41,085

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	1,405,302	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	—	—	—	8,408
合計	1,405,302	—	—	8,408

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	1,657,075	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	—	1,076	—	8,651
合計	1,657,075	1,076	—	8,651

注4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,263	10,835	△1,571
	小 計	9,263	10,835	△1,571
合計		9,263	10,835	△1,571

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,076	1,000	76
	小 計	1,076	1,000	76
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,565	10,835	△1,269
	小 計	9,565	10,835	△1,269
合計		10,642	11,835	△1,192

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,362	366	4
合計	2,362	366	4

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	19,564	613	—
合計	19,564	613	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務（千円）	27,191	36,984
退職給付引当金（千円）	27,191	36,984

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
勤務費用等（千円）	23,281	30,164
退職給付費用（千円）	23,281	30,164

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

5. 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	451,478千円	313,704千円
ソフトウェア損金算入限度超過額	64,476	65,584
未払費用否認	15,722	17,652
賞与引当金	15,540	17,546
退職給付引当金	11,064	13,277
その他	8,882	9,776
繰延税金資産小計	567,163	437,541
評価性引当額	△564,829	△435,790
繰延税金資産合計	2,334	1,750
繰延税金負債		
固定資産除去価額	△2,334	△1,750
繰延税金負債合計	△2,334	△1,750
繰延税金資産（負債）の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	—	40.7%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	1.0
住民税均等割	—	1.3
税務上の繰越欠損金の利用	—	△41.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	1.3

（注）前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）及び法人税等調整額に影響はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高（注）	5,685千円	7,233千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	1,438	—
時の経過による調整額	109	128
期末残高	7,233	7,361

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	167,685	—
日本興亜損害保険株式会社	106,182	—
株式会社損害保険ジャパン	73,474	—

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	592,950	—
日本興亜損害保険株式会社	483,987	—
NKSJひまわり生命保険株式会社	179,864	—

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

記載すべき重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注1）	運用受託報酬の受取り	106,182	未収運用受託報酬	52,949

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注1）	運用受託報酬の受取り	575,888	未収運用受託報酬	1,749
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注1）	運用受託報酬の受取り	483,987	未収運用受託報酬	51,986
同一の親会社を持つ会社	NKSJひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	179,864	未収運用受託報酬	99,060

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NKSJホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
１株当たり純資産額	81,449.39円	88,723.53円
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	△11,561.28円	7,258.42円

- （注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- ２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△236,682	174,819
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△236,682	174,819
期中平均株式数（株）	20,472	24,085

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

① 名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

② 資本金の額

247,369百万円（平成24年3月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

（単位：百万円、平成24年3月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（2）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成23年10月14日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成24年1月16日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年3月8日	臨時報告書
平成24年3月30日	半期報告書 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年9月12日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成23年7月16日から平成24年7月17日までの第7期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成24年7月17日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。